

⑬憲法委員会第7次草案

(ロシア連邦憲法委員会第7次草案。1992年10月22日)

KK 資料集 3/2 卷 502-637 頁

* 第6回大会で基本承認された草案との対照表あり

(第6回大会基本承認案は別途訳出作業を行う)

＊＊上記草案と第6次草案との異同（本文中下線；これに限定されない）の確認必要

注1に留意（502頁）

ロシア連邦憲法

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、わが国において共通の運命によって結びつけられ、

祖国への愛と善および正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、

人の自由と権利および価値ある生活、市民的平和および合意を承認し、

歴史的に形成された国家的統一を保持し、

ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的な国家とし、

現在と未来の世代を前にしたわが祖国への責任に基づき、

世界共同体の一員であることを自覚して、

ロシア連邦憲法を採択し、これをわが国の最高法規として宣言する。

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

第1条 国家主権

① ロシア連邦—ロシアは、主権的で、法治的かつ民主的な連邦制に基づく社会国家である。国家の名称であるロシア連邦（短縮形 РФ）およびロシアは、同義である。

② ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。

③ ロシア連邦は、その領土および領空に対して最高の権力を有し、独立してその内外政策を定め、これを実施し、その全領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。

④ 国家は、社会の公的な表現者である。国家は、社会の一部ではなく社会全体に奉仕し、人および市民に対して責任を負う。

⑤ ロシア連邦においては、共和制の統治形態がとられる。

⑥ 国家は、世俗的なものとする。

第2条 人、その権利および自由—最高の価値

① 人ならびにその生命および健康、名誉および尊厳、人身の不可侵および安全、権利および自由は、ロシア連邦における最高の価値である。その承認、遵守、擁護は、国家の主要な義務である

② ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に認められた国際法の原則および規範にしたがって、人と市民の権利および自由を保障する。

第3条 法の最高性

- ① 国家およびその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法およびそれに基づくロシア連邦憲法に従う。
- ② ロシア連邦憲法は、直接効力を有し、ロシア連邦の全領域においてこれを適用する。ロシア連邦憲法に違反（抵触）する法律およびその他の法的アクトは、法的効力を有しない。
- ③ すべての法律は、これを公式に公表しなければならない。公表されない法律は、これを適用してはならない。人と市民の権利、自由および義務に関するその他の規範的法的アクトは、それが一般に閲覧できるよう公式に公表されない場合には、これを適用することができない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、その法の一部を構成する。ロシア連邦の批准した条約が、法律に定めのないその他の規則を定める場合は、条約の規則を適用する。

第4条 人民権力

- ① ロシア連邦の人民は、直接にまたはロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により、国家機関のシステムおよび地方自治をとおしてその権力を行使する。
- ② ロシア連邦憲法の定める国家機関の選挙は、自由選挙であり、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。
- ③ 社会のいかなる部分、いかなる団体またはいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は、もっとも重大な犯罪である。
- ④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃止のあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

第5条 政治的複数主義

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性、複数政党制、政治生活への市民の自由な参加に基づいてこれを実現する。
- ② いかなるイデオロギーも、国家的または全般的義務的のものとしてこれを定めることはできない。

第6条 権力分立

- ① ロシア連邦における国家権力のシステムは、立法権、執行権および裁判権の権力分立、ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区、ならびに地方自治の間の管轄事項および権限の区分の原則に基づく。
- ② 立法権、執行権および裁判権の諸機関は、独立であり、互いに相互作用を及ぼす（抑制均衡）。これらの機関は、ロシア連邦憲法および法律によって定められたその権限の範囲を越えることはできない。

第7条 連邦国家

- ① ロシア連邦の国家・領域編成は、ロシア連邦の統一、国家権力の非集権化およびロシア連邦を構成する諸民族の自決権を保障する連邦主義の原則に基づいてこれを行う。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法が定め、ロシア連邦がこれを保障する。共和国、

地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の法的地位は、共和国の憲法、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律によってこれを定めるものとし、これらは、ロシア連邦憲法に違反することはできない。モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲法・法的地位は、地方(クライ)、州の憲法・法的地位と同じである。

③ ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄またはロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄とされない国家権力の権限は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に帰属し、ロシア連邦憲法、共和国の共和国、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律したがって、これらが独立してこれを行使する。

第 8 条 社会国家

① ロシア連邦の社会的任務は、個人（人格）の発展、人および社会の福祉の達成のために平等で公正な機会の保障である。

② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活基準を決め、最低賃金基準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障がい者および高齢者の支援を保障し、社会的サービスのシステムを発展させ、国家年金および手当およびその他の社会的保護の保障を定める。

③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の文化的発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

第 9 条 経済活動形態の多様性

① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と同権、それらの法的保護、誠実な競争および社会的利益が保障される社会的市場経済である。

② 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。

③ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と雇用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第 10 条 国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、所定の場合にそれを脱退し、同盟の機関の創設に参加し、その権限の一部の行使をこれに移譲することができる。

第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障体制

に参加し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決に努める。

第12条 憲法体制の統一性と安定性

- ① 憲法の本編に定める規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則を構成する。
- ② ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。
- ③ 憲法の本編の規定の改正は、ロシア連邦のレフェレンダム、すなわち全人民投票によってこれを行う。

第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

第1章 総則

第13条

- ① 人の基本的権利および自由は、譲渡されることはなく、生れながらにしてその者に属する。
- ② ロシア連邦憲法に定める人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を軽んずるものではなく、法律によってこれを拡張することができる。
- ③ 人と市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のためにロシア連邦の憲法および法律が定める場合のほかは、これを制限することはできない。

第14条

- ① 各人は権利の主体であり、そのようなものとしてこれを認める。
- ② すべての人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等に保護される権利を有する。
- ③ すべての人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態もしくは職務上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への帰属、居住地および他の事情の如何にかかわらず、権利および自由において平等である。これらの事情による同権の侵害は、法律によってこれを追及する。
- ④ 男性と女性は、平等の権利および自由を有する。
- ⑤ エスニック・マイノリティに属する者の権利および自由は、ロシア連邦憲法、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがい、これを保障する。

第 1 5 条

- ① 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害するものであってはならない。
- ② ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃止、人種的、民族的、社会的、宗教的な不和（敵意）および憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために権利および自由を行使することは、これを禁止する。

第 2 章 国籍

第 1 6 条

- ① 各人は、連邦法律にしたがい、ロシア連邦の国籍の取得および消滅の権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の如何にかかわらず、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約に基づかないかぎり、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外においてその市民の保護と庇護を保障する。

第 1 7 条

- ① 共和国はその国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国がその国籍を定める場合には、常時在住する共和国の市民となる。その他の場合の共和国の国籍の取得は、法律にしたがってこれを行う。
- ② 共和国、地方(州)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

第 1 8 条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがい、外国の国籍を有することができる。
- ② ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別の定めがない場合、ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を軽んじられることはなく、またその義務を免れることはない。

第 1 9 条

- ① ロシア連邦の市民でなく、その領土内に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と

平等に、権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。

② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて制定された連邦法律にしたがい、避難権を与える。

第3章 市民的、政治的権利および自由

第20条

① 各人は、生存の権利を有する。ロシア連邦において、何人も恣意によってその生命を奪われることはない。

② 国家は、死刑の廃止をめざす。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対する刑罰の例外的な措置として連邦法律が定め、陪審裁判所の判決による場合にのみこれを言渡すことができる。

第21条

① 各人は、人身の自由および不可侵の権利を有する。

② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定により、これを認める。裁判所の決定があるまでは、人は48時間を超えてその身柄を拘束されることはない。身柄拘束の適法性は、裁判手続によりこれをチェックする。

③ 人身の不可侵を制限することができる事由は、連邦法律のみがこれを定めることができる。

④ 何人も、暴力、拷問、その他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つける処遇または刑罰を受けることはない。

⑤ 何人も、その自発的な同意なしに、学術、医療、軍事またはその他の実験にさらされることはない。

第22条

① 各人は、私生活〔プライバシー〕の不可侵、信書、通信、電話およびその他の会話の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、法律に基づき裁判所の決定によりこれを認める。

② 各人は、その名誉および名声を保護する権利を有する。

③ 本人の同意なしに、その者に関する情報の収集、保管、利用および流布は、連邦法律が定める場合を除き、これを認めない。

④ パスポート、身分証明書、身分事項のアクトを確認する証明書、採用の際に求めるドキュメント、およびその他のドキュメントには、民族的帰属、社会団体への帰属、国外に

おける在留および独立した法律的意義を有しないその他の事情に関する情報はこれを記載しない。

⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、直接にその権利および自由にかかるドキュメント（文書）および資料を閲覧（にアクセス）し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員の管理している自己の情報を入手する権利を有する。

第 2 3 条

① 住居は不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。連邦法律は、人の生命および健康の保護、住居またはそこにある財産の著しい損害の防止のために、この規則の例外を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律に基づき裁判所の決定がある場合にのみこれを認める。緊急の（猶予のない）場合には、この行為の適法性を必ず事後的に司法審査することとする連邦法律の定めるその他の手続をとることができる。

第 2 4 条

① ロシア連邦の領土に合法的に在住する各人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に支障なく帰国する権利を有する。

③ 本条に定める権利の制限は、連邦法律だけがこれを定めることができる。

第 2 5 条

① 各人は、思想および言論の自由ならびに意見および信条を支障なく表現する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを放棄することを強制されることはない。

② 各人は、任意の合法的な方法によって情報を自由に検索し、入手し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、私的生活、ならびに個人と家族の秘密、職業上、商業上および職務上の秘密もしくは国家秘密、または社会的モラルおよび良心の自由の保護のために、連邦法律によってのみこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律が限定列挙方式によりこれを定める。

第 2 6 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的、非宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法

律を遵守してその信条にしたがって行動する権利を保障される。

第 27 条

- ① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表示する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定または表示を強制されることはない。
- ② 各人は、母語を使用し、ならびに交渉、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。
- ③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によってこれを追及する。

第 28 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に直接にまたはその代表をとおして参加する権利を有する。

第 29 条

- ① ロシア連邦の市民は選挙権を有し、法律にしたがって選挙制の国家機関および地方自治機関に選出される権利を有する。
- ② 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為能力がないと宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。
- ③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関、地方自治機関、ならびにロシア連邦におけるレフェレンдумに参加することができる。
- ④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

第 30 条

ロシア連邦の市民は、国家的および地方的勤務に就く平等の機会を有する。国家的および地方的勤務の職の候補者の資格要件は、職務上の義務の内容によってこれを定める。

第 31 条

ロシア連邦の市民は、平和的に武器を携帯しないで集合することができる。市民は、事前の届け出(通告)を条件に、集会、街頭行進および示威行動、ならびにピケッティングを行うことができる。この権利の行使の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 32 条

- ① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外は、ロシア連邦憲法および連邦法律だけがこれを定めることができる。

② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはこれに留まることを強制されることはない。

第 3 3 条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、決定し、法律の定める期間内に理由を付して回答しなければならない。

第 4 章 経済的、社会的および文化的な権利および自由

第 3 4 条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、所有権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利として実現される。

第 3 5 条

① 各人は、所有権者となる権利を有する。

② 相続の権利は、これを保障する。

第 3 6 条

① 各人は、労働に対する権利、すなわち独立した生産者として、または労働契約により、自由にその労働を選択する権利を有する。

② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もなしに連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業者の場合の援助（扶助の提供）に対する権利を有する。

③ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約により、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに一連の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

第 3 7 条

① 各人は、医療援助を含む健康保護の権利を有する。国家および自治体の保健施設におけるロシア連邦市民への医療援助は、予算、保険料、その他の収入の資金により無料でこれを行う。ロシア連邦の条約に定める場合は、無料の医療は、ロシア連邦市民ではない者にもこれを提供する。

② 国家は、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの財政を管理し、国家および自治体のまたは私的な保健システムの発展に関する施策を講じ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、環境保全の発展を推進する活動を奨励する。

③ 公務員が、人びとの生命および健康にとって脅威となる事実および事態を隠匿した場合は、法律によりその責任を問われる。

第 3 8 条

各人は、快適な環境に対する権利、および環境法違反によってその健康または財産が被った損害の賠償を求める権利を有する。

第 3 9 条

① 各人は、老齢、労働能力の喪失、扶養者の喪失、および法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む、社会的保護を求める権利を有する。

② 一時的労働不能および失業による年金、手当は、公定の最低生活基準を下回ってはならない。

③ 国家は、社会的保護システムを発展させ、さまざまの形態の公共的な社会的援助および慈善事業を奨励する。

第 4 0 条

① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住宅を奪われることはない。

② 国家および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅の権利の行使に必要なその他の条件を整備する。

③ 住宅を必要とする財産の少ない者および法律の定めるその他の市民は、法律の定める基準にしたがい、国家、地方およびその他の住宅フォンドにより、無料または支払い可能な金額で、それらの者が利用できる住宅を提供される。

第 4 1 条

① 各人は、教育を受ける権利を有する。

② 国立および地方の教育機関および企業において、誰もが入学できる（全入の）無償の就学前教育、中等普通教育および中等職業教育は、これを保障する。

③ 各人は、選抜原則に基づき、国立または地方の教育機関および企業において、無償で高等教育を受けることができる。

第 4 2 条

① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由ならびに知的財産権は、法律によつて保護される。

② 各人は文化的生活に参加し、国立および地方の文化施設を利用する権利を有する。

第 5 章 権利および自由の保障

第 4 3 条

- ① 各人は、人および市民の権利および自由に対する国家による違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。
- ② 各人は、その権利および自由、ならびに他人の権利および自由を、裁判所において、および法律の定めるその他のすべての手段により、擁護することができる。
- ③ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害に対して賠償を求める権利を有する。
- ④ 各人は、その権利の擁護が連邦法律の定めるすべての審級の裁判において否認された場合、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および自由の擁護に関する国際機関に訴えることができる。

第 4 4 条

各人は、権利および自由の行使および擁護のために法律援助を求める権利を保障される。この権利は、制限することができない。法律が定める場合、法律援助は無料でこれを行う。法律援助を行うために、独立した弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびにこうした援助を行う権利を有する個人がこれを行う。

第 4 5 条

- ① 各人は、その事件を権限ある独立の公正な裁判所において審理を受ける権利を有する。
- ② 被疑者および被告人は、その犯罪が連邦法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。被疑者および被告人の有罪が疑わしき場合は、その者に有利に解釈される。
- ③ 各人は、連邦法律の定める手続により、自己の裁判（訴訟）事件の再審理を請求することができる。
- ④ 犯罪に対して確定した有罪判決を受けた者は、減刑または特赦を申請する権利を有する。
- ⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

第 4 6 条

法律上の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の遂行時に違法行為とされない行為についてその責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

第 4 7 条

- ① 何人も、本人、配偶者および近親者に不利な証言を義務づけられない。証言の義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。
- ② 法律に違反して入手した証拠は、法的効力を有しない。

第 4 8 条

- ① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア連邦人権問題議会全権〔人権オンブズマン〕がこれを行う。その地位は連邦法律によって定める。
- ② ロシア連邦人権問題議会全権は、ロシア連邦最高会議の任期において、最高会議によって任命され、最高会議への報告義務を負い、ロシア連邦代議員と同様の不逮捕特権を有する。
- ③ 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の立法議会は、それぞれ独自の人権問題全権を任命し、または同様の課題を持つその他の機関を設置し、その地位を定めることができる。ロシア連邦人権問題議会全権は、これらの公務員または機関と相互に協力する。

第 6 章 義務

第 4 9 条

- ① 各人は、ロシア連邦憲法および連邦法律を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を負う。
- ② 公式に公布された規範的法的アクトの不知は、その遵守に対する責任を免れない。
- ③ 明らかに犯罪な命令の執行は、法律によりその責任を問われる。

第 5 0 条

普通基礎教育は、義務である。親またはそれに代わる者は、子どもがこの教育を受けることを保障しなければならない。

第 5 1 条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界に対して配慮しなければならない。

第 5 2 条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史的記念物および文化財を保護しなければならない。

第 5 3 条

各人は、法律の定める税、納付金および手数料を納付しなければならない。

第 5 4 条

ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって、陪審員として裁判の執行に参加する市

民的義務を負う。

第 5 5 条

- ① 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の責務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、兵役の義務を負う。
- ③ 自らの信条が兵役に従事することに反し、もしくは人口の少ないエスニック共同体に属し、およびこの共同体が集団的に移住した場所に居住し、または連邦法律の定めるその他の場合のロシア連邦の市民は、兵役を他の市民的業務をもって替える権利を有する。

第 5 6 条

何人も、ロシア連邦の憲法および法律の定めない義務の履行を強制されることはない。

第 3 編 市民社会

第 7 章 所有、労働、企業活動

第 5 7 条

- ① 所有は、そのすべての形態、すなわち私的所有、国家的所有、その他の形態においてこれを承認し、保障する。所有権の行使は、公益に反してはならない。
- ② すべての財産所有者（所有権者）は、平等の法的保護を受ける。
- ③ 所有権は不可侵である。何人も、恣意によってその財産を奪われることはない。財産（財物）の強制収用は、連邦法律の定める場合に、証明された社会的必要のもとで、損害賠償をともなって、これを認める。没収は、裁判所の決定によってこれを行う。国有化は、これを認めない。

第 5 8 条

- ① 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の天然資源（自然物）は、国有、私有およびその他の所有とし、当該の地域に居住する諸民族、ロシア連邦の全人民の財産であり、これらの利益を損なってこれを利用することはできない。すべての天然資源（自然物）は、これを保護し、合理的に利用しなければならない。
- ② 法律の定める範囲を越えて一人の所有者および占有者に土地およびその他の天然資源（自然物）を集中することは、これを認めない。
- ③ 土地に対する権利の行使は、土地の肥沃土および環境に損害を与えるものであってはならない。農地の利用指定目的の変更、その利用放棄または目的外利用は、これを認めない。この規定の例外は、法律によってこれを定める。

第 5 9 条

- ① 労働は自由であり、国家と社会はこれを奨励する。強制労働は、これを禁止する。

- ② 個別のおよび集団的な労働契約（個別労働契約および集団的労働協約）の自由は、これを保障する。労働契約は、ロシア連邦憲法および法律の定める労働者の地位を悪化させるものであってはならない。
- ③ 労働集団は、企業、施設の事業の管理に参加し、労働協約を締結する権利を有する。労働集団の地位は、法律によってこれを定める。
- ④ 国家は、住民の完全就労（雇用）のための条件の整備を支援し、労働者の職業訓練および新技能修得（職種転換訓練）プログラムを実施し、職業訓練および失業の際の手当の支給を保障する。
- ⑤ 集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。
- ⑥ ストライキの権利を含む、個別のおよび集団的労働紛争の権利は、これを認める。その権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、その権利の保護の社会的な諸形態を支援する。

第 6 1 条

- ① 国家は、企業活動および競争の自由を保障する。
- ② 国家的独占の範囲および種類、競争の規制に関する反独占またはその他の措置は、連邦法律によってこれを定める。不誠実な競争は、これを認めない。
- ③ 外国の法人およびロシア連邦の市民ではない自然人の企業活動は、連邦法律の定める条件および手続でこれを認める。外国による投資は、国有化することはできず、法律によってこれを保護する。

第 8 章 社会団体

第 6 2 条

- ① ロシア連邦において、政党、労働組合、青年団体、文化・民族団体、宗教団体および他の社会団体は、これを自由に設立し、行動する。社会団体の登録およびその定款文書（規約）の契機、要件および手続は、法律によってこれを定める。国家は、社会団体の合法的活動への不干渉を保障する。
- ② 社会団体内部の組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を軽んずるものであってはならない。
- ③ 社会団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業にとって、ならびにこれらで働く労働者がその義務を遂行するにあたって、義務的効力を有しない。
- ④ 社会団体は、法人格を有する。社会団体は、財産を所有し、その定款（規約）にした

がって経済活動を行うことができる。社会団体の企業活動は、法律の定める一定の種類の団体を除き、これを認めない。

⑤ 社会団体は、国際的な社会団体に連合（加盟）し、これを設立し、これに参加する権利を有する。

第 6 3 条

① 政党およびその他の政治的・社会団体（政治団体）は、市民社会の政治的・意思の表現を促し、選挙に参加する。

② 国家権力および地方自治の代表（制）機関において、政党、その他の社会的政治的・社会団体、無所属の会派の自由な設立が認められる。その他の国家機関および地方自治機関ならびに軍部隊においては、政党、その他の政治的・社会団体の下部組織の設立は、これを認めない。

第 6 4 条

① 労働組合は、労働者の経済的および社会的な権利および自由の擁護、労働条件の保護および改善の促進のためにこれを組織する。

② 労働組合は、企業、施設においてその活動を行うことができる。いかなる労働組合も、企業、施設、部門またはひとつの活動業種のすべての労働者の団結および代表に対する排他的権利を有しない。

第 6 5 条

① 宗教に対する態度を指標として組織される市民の社会団体は、これを国家から分離し、法律の前に平等である。

② 宗教団体は、法律の遵守を条件に、その独自の規則に基づいて行動する。

第 6 6 条

① 複数政党制を廃止し、社会団体の活動を違法に制限し、特定の者に法的根拠のない特権を付与する国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民の行為は、法律によってその責任を追及する。

② 武装し、軍事化し、秘密の社会団体、およびその活動が、人種的、民族的、社会的、宗教的な反目および憎悪、暴力、テロ行為および戦争を引き起こし、ロシア連邦における国家権力の二重構造の招来、憲法体制の暴力的変更または暴力的廃止を目指すその他の社会団体は、これを認めない。

③ その登録の要件または手続、自身の定款（規約）の要件に違反する社会団体は、法律によりその責任を追及する。

第9章 養育、教育、学術、文化

第67条

- ① 養育、教育、学術、文化は自由であり、国家の援助を享受する。
- ② 国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および個人は、法律にしたがい、養育、教育、学術、文化企業および施設を設立することができる。

第68条

- ① 国家および地方の養育および教育システムは、世俗的な性格を有する。
- ② ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、さまざまの教育および学習の形態を支援する。
- ③ 国家の教育機関は、自治を保障される。

第69条

- ① 国家は、学術の社会的承認を支援し、基礎科学および先端の学術研究および開発の発展のための条件を保障する。
- ② 学術および文書情報へのアクセスは、法律にしたがい、国立および地方の図書館、公文書館（アルヒーフ）、その他の専門機関をとおしてこれを保障する。

第70条

国家および社会は、民族文化、歴史遺産、知的および芸術的な遺産の保存、発展および保護を保障し、精神的価値の増大を援助する。エスニック共同体の文化的自治の権利はこれを保障する。

第10章 家族

第71条

- ① 家族、母性、父性（父子関係）、子どもは、国家と社会の保護のもとに置かれる。
- ② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

第72条

- ① 親は、その子どもが成人に達するまで扶養し、養育する義務を負う。親は、子どもの養育に関する権利において平等である。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮し、かつ法律にしたがって、子どもの養育および教育の内容と形態を選ぶことができる。
- ② 子どもの養育にかかる労働は、法律にしたがい、社会的保護を受ける権利を与える。
- ③ 子どもは、親の出身およびその市民的身分の如何にかかわらず、平等の法的保護を享

受する。

- ④ 国家および社会は、親のない子どもおよび親の後見を失った子どもの扶養、養育および教育を保障し、これらの子どもに対する慈善事業を奨励する。
- ⑤ 子どもは、自分の意見を表明する権利ならびに思想および良心の自由の権利を有する。子どもの正常な成長にとって有害な児童労働の採用は、これを認めない。
- ⑥ 成人に達した労働能力のある子どもは、財産の少ない労働能力のない親の世話をしなければならない。
- ⑦ ロシア連邦は、その青年政策の枠内で、青年家族に対する援助、青年の教育および就業のための諸条件を保障する。

第11章 マスメディア

第73条

- ① 大量情報の自由はこれを保障する。検閲、情報の独占および大量情報の自由の濫用は、これを認めない。
- ② 市民、社会団体、施設、企業、地方自治機関、国家機関は、マスメディアの設立者および所有者になることができる。
- ③ 社会団体は、連邦法律の定める条件と手続により、国営および地方および私営のラジオおよびテレビを利用することができる。
- ④ マスメディアの活動の強制的な停止または禁止は、法律の根拠に基づいて裁判所の決定によりこれを認める。

第4編 連邦構造

第12章 ロシア連邦の構成と領域

第74条

- ① ロシア連邦にふくまれるのは、次のロシア連邦の構成主体である。
アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、アルタイ共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイキア共和国、カラチヤイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリ共和国、モルドヴァ共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート共和国、タタールスタン共和国、トゥヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチェン共和国、チュヴァシ共和国
アルタイ地方（ケイ）、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、プリモーレ地方、スタ

ヴロー・ポリ地方、ハバロフスク地方

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリヤンスク州、ウラジーミル州、ヴォルゴグラー州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、ヴァトカ州、エカテリンブルグ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルーガ州、カムチャツカ州、ケメロヴォ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジエゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オレンブルグ州、オリョール州、ペンザ州、ペルミ州、プスコフ州、ロストフ州、リヤザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、シンビリスク州、スマレンスク州、タンボフ州、トウヴェーリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、チェリャビンスク州、チタ州、ヤロスラーヴリ州

モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

ユダヤ自治州

アгинスキ・ブリヤート自治管区、コミ・ペルミヤーク自治管区、コリャーク自治管区、ネネツ自治管区、タイムイル（ドルガン・ネネツ）自治管区、ウスチ・オルディンスキ・ブリヤート自治管区、ハントウイ・マンシー自治管区、チュコトカ自治管区、エヴェンキ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区

② 自治州は、地方（クライ）、州の権利を享受し、義務を負う。自治管区は、共和国、地方（クライ）、州に加わることができる。自治州、自治管区の法的地位の特殊性は、自治州、自治管区の提案によって制定される連邦法律がこれを定める。

③ 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の法的地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区およびその連合の法的地位の変更、それらの統合は、ロシア連邦最高会議のしかるべき決定のもとに、当該地域の選挙人の3分の2の意思表示に基づいてこれを行う。

④ 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区は、自動的な領域的単位からなる。民族的（エスニック）構成の特殊性およびその他の事情にしたがい、連邦法律によってこれらの単位に特別の（しかるべき）地位を与えることができる。この法律は、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の提案によりロシア連邦最高会議がこれを制定する

⑤ ロシア連邦憲法を承認する国家は、その申請によりロシア連邦の構成員となることができる。

第75条

① 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の領域、ロシア連邦の内海および領海は、

ロシア連邦の単一の統一した領域を構成する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。

② その領域の縮小につながるロシア連邦の国境の変更は、その変更によって領域が影響を受ける共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の住民のレゲレンダムによって表現されるしかるべき意思表示によることなく、ならびにロシア連邦のレフェレンダムによって表現されるロシア連邦の全人民の事後的なしかるべき意思表示なしには、これを行うことはできない。

③ ロシア連邦の国境線の修正（正確化）は、ロシア連邦の領域に関する条約の締結のために定める手続にしたがってこれを行う。

④ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界は、ロシア連邦最高会議の承認のもとに、それらの間の相互条約によってこれを変更することができる。

第13章 ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項および権限

第76条

① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法、連邦法律の制定および改正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領域およびその保全；新しい地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成の承認；地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更の承認
- 3) 人と市民の権利および自由の規制；ロシア連邦国籍；民族的マイノリティの権利の規制および擁護
- 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関のシステムの確立、その組織および活動の手続；連邦国家機関の形成；地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関にシステムの組織の一般原則の制定
- 5) 連邦国有財産およびその管理
- 6) ロシア連邦における国家的、経済的、エコロジー的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦政策の原則の確立および連邦プログラム
- 7) 単一市場の法的基礎の確立；財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則；連邦銀行を含む連邦経済（職務）部局
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料；連邦地域発展フォンド
- 9) 連邦エネルギー・システム、原子力発電、放射性物資；連邦の運輸、鉄道、情報および通信；宇宙開発事業

- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係；ロシア連邦の条約；戦争と平和の問題
 - 11) ロシア連邦の対外経済関係
 - 12) 安全保障および国防；防衛産業；武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定；放射性物質、有毒物質、麻薬の製造およびその使用手続
 - 13) ロシア連邦の国境、内水および領海、領空、排他的經濟水域および大陸棚の地位および保全
 - 14) 裁判所構成；検察機関；刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事、民事訴訟および經濟訴訟に関する立法；知的財産権の法的規制
 - 15) 連邦抵触法
 - 16) 気象観測、地質調査；標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算；測地および地図作成；公式統計および簿記
 - 17) 連邦の国家的職務
 - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、連邦法律にしたがい、連邦の国家権力機関においてその代表権を保障される。

第 77 条

- ① ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章およびその他の規範的法的アクト、自治州、自治管区の規範的法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律への適合性の保障
 - 2) 人と市民の権利および自由の擁護；民族的マイノリティの権利の保護；適法性、法秩序、社会的安全の保障；ロシア連邦の国境および国境地帯の管理（レジーム）
 - 3) 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の制定
 - 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の諸問題；当該領域において歴史的に形成された伝統的な天然資源の管理および利用の形態の保全および維持の必要性を考慮した連邦の天然資源の地位の相互協定に基づく決定
 - 5) 国有財産の区分
 - 6) 自然利用、環境保護およびエコロジー上の安全保障；特別自然保護地域；歴史、文化および自然の遺産の保護

- 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
- 8) 保健の諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護；社会保障を含む社会的保護
 - 9) 惨事、自然災害、伝染病の対策の実施、その後の復旧（後遺症の一掃）
 - 10) ロシア連邦における租税、納付金および手数料に関する一般原則の制定
 - 11) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅に関する立法；土地、住宅、水資源、森林に関する立法；地下資源、環境保護に関する立法
 - 12) 裁判機関および法保護機関の職員；弁護士会、公証人役場
 - 13) 人口の少ないエスニック共同体の伝来の居住環境および伝統的生活様式の保護
 - 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
 - 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際交流および対外経済交流の調整；ロシア連邦の条約の履行
- ② 本条の第1項に掲げる管轄事項について、ロシア連邦は立法の原則を公布する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、立法の原則にしたがってその権限の範囲内で、法律およびその他の法的アクトの制定を含む固有の法的規制を行う。
- ③ 本条の第1項に掲げる共同管轄事項に関する連邦法律案は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に送致される。それらのしかるべき提案は、ロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

第 7 8 条

共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない場合、国際交流、対外経済交流、他の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区との協定の独立した参加者となる。

第 7 9 条

- ① 連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を移譲することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関は、ロシア連邦の連邦国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を移譲することができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、その管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない相互協定を結ぶことができる。

第 8 0 条

- ① ロシア連邦の連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区において、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。
- ② ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関、施設および公務員がその権限の範囲内で交付した法的文書は、ロシア連邦の全土において（効力を有するものとして）承認される。

第 8 1 条

- ① 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできず、同様に連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできない。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関によってロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトが公布された場合は、連邦法律立法が適用される。
- ③ 連邦国家権力機関による共同管轄事項に関する立法の原則が制定されるまでは、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、この事項に関して固有の法的規制を自主的に行うことができる。事後に共同管轄事項に関する立法の原則が制定された場合、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクトは、立法の原則にこれを適合させるものとする。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクトが立法の原則と矛盾する場合は、立法の原則が適用される。
- ④ 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州および自治管区に関する連邦法律に基づいて、互恵および相互責任なものとして打ち立てられる。
- ⑤ 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の紛争は、協議手続を義務的に使ってこれを解決する。本条第1～3項に掲げる諸問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所によってこれを解決する。

第 1 5 章 言語

第 8 2 条

- ① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の維持および発展のための平等の機会を整備し、これを保障する。
- ② ロシア連邦の国語は、全領域においてロシア語である。ロシア語はすべての国家機関および施設においてこれを使用する。

- ③ 共和国はその国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともに使用される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、そのアクトによってその領域に居住する民族のその他の言語の法的地位を定めることができる。
- ④ ロシア連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によって定める。
- ⑤ エスニック共同体の密集する居住地においては、ロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、そのエスニック共同体の言語を公式に（公的関係において）使用することができる。この言語の使用手続は、法律によってこれを定める。

第 5 編 国家権力の体系。地方自治の原則

第 15 章 連邦の立法権

第 83 条

- ① ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会は、ロシア連邦の唯一の代表機関であり、立法機関である。
- ② ロシア連邦最高会議は、常設の（常時活動する）機関であり、4年任期でこれを選挙する。ロシア連邦最高会議の選挙は、そのメンバーの任期満了の年の3月の第2日曜日にこれを実施する。ロシア連邦代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦最高会議は、その選挙後30日目にこれを召集する。緊急を要する場合には、ロシア連邦大統領は、新しい期のロシア連邦最高会議をこの期日より早く召集することができる。新しい期のロシア連邦最高会議の活動が開始された時点で、前の期の最高会議の権限は消滅する。

第 84 条

- ① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からなる。両院は、同時にこれを選挙する。
- ② 国家会議は、同一の代表基準に基づいて設定される地域ごとの一人区および大選挙区において選ばれる450人のロシア連邦代議員、すなわち国家会議議員によって構成される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区においては、1人のロシア連邦代議員も選ばれないということはない。
- ③ 連邦会議は、共和国、地方(クライ)、州、自治州ごとに2人、自治管区ごとに1人の基準で選ばれるロシア連邦代議員、すなわち連邦会議議員によって構成される。
- ④ ロシア連邦最高会議は、その各院においてその総定員の4分の3以上が選挙された場

合に成立したものとする。

第 8 5 条

- ① ロシア連邦最高会議は、
- 1) ロシア連邦憲法を改正し、連邦法律を制定し、
 - 2) ロシア連邦憲法の定める範囲および形態により監督権限を行使し、
 - 3) ロシア連邦の内外政策の基本方向に関する決定を行い、
 - 4) ロシア連邦のレフェレンダムを公示し、
 - 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界変更を承認し、
 - 6) 現存する共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲法的・法的地位の変更、または新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成を承認し；自治州および自治管区に関する連邦法律を制定し、
 - 7) 新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のロシア連邦への編入を認め、
 - 8) 連邦法律が定める場合にその手続により、ロシア連邦憲法第 7 9 条にしたがって締結される協定を承認し、
 - 9) 連邦国家予算を採択し、その補正を行い、ならびにその執行を監督し、連邦税および税の性格を有する連邦納付金および手数料を定め；通貨および信用の規制の基本方向を定め；連邦地域発展ファンドを設立し；連邦債、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
 - 10) 憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
 - 11) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の議長(首相)、副議長、および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の一般的指導を管轄する閣僚の任命につき大統領に同意を与え、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、解任し、
 - 12) ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、解任し、
 - 13) ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院議長、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官をロシア連邦憲法第 9 6 条に定める事由および手続により罷免し、
 - 14) ロシア連邦憲法第 8 6 条にしたがってロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
 - 15) ロシア連邦の国家賞を定め、名誉称号および特別称号の設立および授与の手続を定め、
 - 16) 大赦令を布告し、
 - 17) 非常事態、戒厳令を宣言し、延長し、解除し；総動員または一部動員を布告し；戦争

および平和の問題を解決し；

18) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦最高会議のアクトとされるのは、ロシア連邦の法典および立法の原則、ロシア連邦最高会議の決議、声明、宣言、アピールを含むロシア連邦の法律である。

③ ロシア連邦最高会議のアクトは、ロシア連邦憲法が定める場合を除き、その各院においてロシア連邦代議員の投票の多数によってこれを採択する。

第 8 6 条

① ロシア連邦最高会議は、以下の諸事項に関するロシア連邦の条約を批准し、破棄する。

1) 政治、領域、経済全般、財政、軍事に関する諸事項、ロシア連邦人民の歴史的および文化的な遺産に関する事項

2) 人および市民の権利、自由および義務にかかる事項

3) 多国間の同盟およびその他の連合、集団安全保障システムへの参加

4) その履行が現行の連邦法律の改正または新法の制定を必要とする事項

5) その他、連邦法律または条約自体が批准または破棄を定めているその他の条約

② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に抵触する規定を含む場合、その批准は、ロシア連邦憲法のしかるべき改正の後にこれを行うことができる。

③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項またはその領域にかかるロシア連邦の条約の締結および廃棄(解消)は、これらの同意を得てこれを行う。

④ ロシア連邦の条約の批准および破棄は、連邦法律によってこれを行う。本条第1項第3号に掲げるロシア連邦の領土(地域的)条約および条約は、ロシア連邦最高会議の各院においてロシア連邦代議員の投票の3分の2によって採択される連邦法律によってこれを批准し、破棄する。

⑤ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および廃棄に関して、遅滞なく情報の提供を受けなければならない。

第 8 7 条 (他の条項に移動)

第 8 8 条

① ロシア連邦最高会議の両院は、

1) その議事規則を採択

2) 両院の常任委員会および臨時(特別)委員会を組織し、

3) 両院の議長および副議長を選挙し、罷免する

② 両院は、一定の場合に、両院合同委員会を設置することができる。

③ 両院、その委員会、両院合同委員会は、連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクトの草案に基づいて活動し、これらのアクトの執行の点検を行い、議会の聴聞（公聴会）および調査を行う。これらの活動に公務員および市民が参加する手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ 両院は、それぞれ別個に会議を行う。ロシア連邦大統領およびロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告を聴くために、両院合同会議を召集する。この会議は、両院の議長が交代でその議長を務める。

第 8 9 条

① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦代議員、両院の常任委員会および合同委員会、連邦会議、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦人権問題議会全権、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の立法議会、ならびに 100 万人以上の選挙人グループに属する。この権利は、法案および立法提案によってこれを行使する。

② ロシア連邦大統領が提出した法案および立法提案は、その要請によりロシア連邦最高会議において最優先でこれを審議する。

③ 法案および立法提案は、国家会議に附議される。この院において承認された法案は、連邦会議に送られる。これは、連邦会議による承認の後に、連邦法律となる。連邦法律として採択されなかった法案は、6ヶ月間はこれを再び提出することができない。

④ 法案について両院の間に不一致がある場合、両院は、対等原則により協議委員会を設置する。その法案に関する決定は、国家会議において審議する。国家会議が改めて承認した法案は、連邦会議にこれを送致する。この法案が連邦会議によって承認されない場合は、1ヶ月以内に、国家会議により、それにロシア連邦代議員の投票の 3 分の 2 によってこれを連邦法律として採択することができる。

⑤ 連邦法律は、ロシア連邦最高会議によって採択された後 7 日以内にロシア連邦大統領に送られ、大統領はその受理した日から 14 日以内にこれに署名する。

ロシア連邦大統領は、この期間の間に署名しない連邦法律をロシア連邦最高会議の再審議にかけるために自分の意見を付して差し戻すことができる。連邦法律がそれぞれの院においてロシア連邦代議員の投票の 3 分の 2 、または国家会議においてロシア連邦代議員の投票の 4 分の 3 で再び採択された場合、ロシア連邦大統領は、2 回目の採択の後 7 日以内にこれに署名しなければならない。

⑥ 連邦法律は、署名の後 7 日以内にロシア連邦最高会議によって公式に公布されなけれ

ばならない。連邦法律の施行手続および施行期間は、その法律においてこれを定める。その期間の定めがない場合、法律は、公式に公布されてから 7 日経過した後にこれを施行する。

第 9 0 条

- ① ロシア連邦のレフェレンダムに付すことのできるのは、ロシア連邦の管轄、またはロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄に属する問題である。ロシア連邦のレフェレンダムによって、法律を制定し、人と市民の権利および自由の制限、ロシア連邦の国家権力機関、その公務員の権限の停止、予算、税、大赦、特赦、非常事態に関する問題を解決することはできない。
- ② ロシア連邦の管轄の問題についてのロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、選挙人の過半数がレフェレンダムに参加し、投票参加者の過半数の賛成投票がある場合に、これを採択されたものとする。ロシア連邦憲法が直接に定めるロシア連邦のレフェレンダムにおけるこれらの問題の解決、またはロシア連邦憲法における明確化(認証)を必要とする問題に関するレフェレンダムによる解決は、選挙人の過半数の賛成投票がある場合にこれを採択されたものとする。この場合、ロシア連邦憲法第 75 条第 2 項の定めるロシア連邦のレフェレンダムにおける解決は、当該の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の選挙人の過半数(多数)の賛成投票があることが必要である。
- ③ ロシア連邦のレフェレンダムによるロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄の問題に関する決定は、ロシア連邦全体で選挙人の過半数がレフェレンダムに参加し、ロシア連邦全体で、かつ共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の総数の過半数(多数)で、選挙人の過半数の賛成投票がある場合に、これを採択されたものとする。
- ④ ロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択された決定は、ロシア連邦最高会議がこれを連邦法律として所定の手続を取らなければならない。
- ⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、ロシア連邦最高会議が以下の者の提案により、これを公示する。
 - 1) ロシア連邦の代議員総数の 3 分の 1 以上
 - 2) ロシア連邦大統領(バリアント;「ロシア連邦代議員総数の 5 分の 1 以上の指示により」)
 - 3) 100 万人以上の選挙人

第 9 1 条

- ① ロシア連邦代議員は、ロシア連邦憲法の第 29 条第 2、3 項にしたがい、選挙権を有

するロシア連邦の市民がこれを選挙する。ロシア連邦代議員は、ロシア連邦最高会議の2つの院の代議員、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表制機関、地方自治機関の代議員となることはできない。

② ロシア連邦代議員は、その選挙人の利益を考慮しつつ、ロシア連邦の全人民の利益に従う。

③ ロシア連邦代議員は、連邦法律にしたがい、歳費およびその支出の弁済（補償）を受けとるものとし、他の定期的な対価（報酬）および補償を受けとることはできない。代議員は、国家的もしくはその他の勤務に従事し、企業活動を行い、企業、施設、政党を除く社会団体の機関のメンバーとなることはできない。

④ ロシア連邦代議員は、代議員の不逮捕特権を享有する。代議員は、ロシア連邦代議員は、ロシア連邦最高会議の該当する院の同意なしに、身体検査を受け、捜索され、重大犯罪の現行犯逮捕を除いては逮捕されることなく、また、拘留され、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受け、刑事責任を追及されることはない。ロシア連邦代議員の不逮捕特権は、その信書、文書、その利用する通信手段、交通、執務室または居住用の施設（部屋）に及ぶ。

⑤ ロシア連邦代議員の不逮捕特権の剥奪についての提起は、ロシア連邦検事総長が、ロシア連邦最高会議の当該の院に対してこれを行う。

⑥ ロシア連邦代議員は、その代議員活動の実施にあたり、意見の表明および投票にたいして、その責任を追及されることはない。

⑦ 国家機関、施設、それらの公務員は、代議員がその権限を行使するにあたり、代議員に対して協力しなければならない。

第16章 ロシア連邦大統領。連邦執行権

第92条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、ロシア連邦における執行権の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。

② ロシア連邦大統領に選出されるのは、ロシア連邦憲法第29条第2項に掲げる、35歳以上65歳以下で、外国国籍をもたず、被選挙権を制限されていないロシア連邦の市民である。

③ ロシア連邦大統領は、いかなるものであれ、他の任意の職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関のメンバーとなることはできない。

④ ロシア連邦大統領は、5年の任期で、直接選挙によって、ロシア連邦の市民がこれを選挙する。ロシア連邦大統領および副大統領の候補に関する投票は、一体である。何人も2期を越えて大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ 大統領は、次のような宣誓を行うとともにその職に就任する。「私、(氏名)は、ロシア連邦大統領職に就くにあたり、ロシア連邦、その多民族からなる人民に忠実に奉仕し、人と市民の権利および自由を尊重し保護し、ロシア連邦の主権と憲法を擁護することを誓う」。この厳粛なる宣誓は、ロシア連邦大統領が選挙されてから30日以内に開催されるロシア連邦の最高会議の両院および憲法裁判所の合同会議においてこれを行う。この会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を享有する。

第93条

① ロシア連邦大統領は、

- 1) 連邦法律に署名し、
- 2) ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦政府議長(首相)、副議長、および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄する閣僚を任命し、その他の政府のメンバーを任命し、
- 3) ロシア連邦政府の活動を指導し、その会議において議長を務めることができ；その他の連邦の執行権力機関の全般的指導を行い、
- 4) ロシア連邦安全保障会議を統括し、ロシア連邦大統領のもとにその他の諮問機関および補佐機関を設置し、形成し、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、
- 6) ロシア連邦副大統領の辞表を受理し、
- 7) ロシア連邦政府の総辞職、首相、副首相および閣僚、大統領が任命するその他の公務員の辞表を受理し；またはこれらの者を罷免し；ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の罷免に関する提案を行い、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算案およびその執行に関する費目ごと(逐条ごと)の報告(決算報告)を提出し、
- 9) ロシア連邦の人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を発表し；ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行

い、

- 10) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 11) ロシア連邦軍最高司令官であり；ロシア連邦の軍事政策の遂行を指導し；ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、罷免し；最上級の軍の階級を授け；、
- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、連邦法律にしたがってそれに調印し；ロシア連邦最高会議の両院のしかるべき委員会および両院合同委員会の意見を考慮して、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し；ロシア連邦への武力攻撃があった場合または侵略に対する集団的防衛（自衛）について条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に、緊急措置を講じ、戒厳令（戦争状態）を宣言し、
- 14) 連邦法律にしたがって、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) ロシア連邦国家賞を授与し、連邦法律にしたがい名誉称号および特別称号を授与し、
- 16) 特赦権を行使し、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦大統領は、下位法令の性格を有し、ロシア連邦の全領域において効力を有する（義務的な）大統領令および命令を公布する。

第94条（他の条項に移動最高会議の修正を考慮）

第95条

- ① ロシア連邦大統領の権限は、次の場合にこれを失う。
 - 1) 任期満了の場合
 - 2) 辞任した場合
 - 3) 健康状態によりその権限の行使に耐えない場合
 - 4) 罷免された場合
 - 5) 死亡した場合
- ② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了にともなって新たに選出されたロシア連邦大統領が厳肅なる宣誓を行った時に、これを失う。
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対し、しかるべき申し出を行うことにより、辞職することができる。ロシア連邦大統領の権限は、その辞職を申し出た日に消失する。大統領は、その日までに、ロシア連邦憲法裁判所長官が

議長を務めるロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議においてその辞職の理由を説明するものとする。ロシア連邦大統領は、この会議での発言が不可能な場合は、ロシア連邦憲法裁判所長官および両院の議長にその理由を説明する。

④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、その認否は、ロシア連邦最高会議の任命する国家医事委員会の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の判断によってこれを確定する。

⑤ 本条の第1項第2号ないし第5号の定める事由によりロシア連邦大統領の権限が消失した場合、大統領の残余の任期が1年以上あるときは場、権限の消失後3カ月以内に、残された期間の臨時の大統領選挙を実施する。

第96条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法の故意による重大な違反を犯した場合は、これを罷免することができる。

② ロシア連邦大統領の罷免事案に関する手続は、国家会議が、ロシア連邦憲法第84条第2項に定めるそれに選挙されたロシア連邦代議員総数の3分の1以上の提案により、その構成員の投票の過半数（多数）によってこれを開始する。ロシア連邦憲法裁判所が、罷免の事由があるとする場合、連邦会議は、ロシア連邦憲法第84条第3こうに定めるその選挙されたロシア連邦代議員総数の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免事案を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈明を行うことができる。

第97条

① ロシア連邦大統領と同時に、4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれ、その候補は、ロシア連邦憲法第92条第2項の求める要件を備えなければならず、ロシア連邦大統領の候補者がこれを推薦する。

② ロシア連邦副大統領には、ロシア連邦憲法第92条第3、4、6項および第95条第1、4項の規定が及ぶ。

③ ロシア連邦副大統領は、

1) ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使し、
2) ロシア連邦大統領が一時的に職務遂行不能の場合は、大統領が職務に復帰するまで、ロシア連邦憲法第95条第1項2ないし5号に掲げる事由によりその権限を停止した場合は、大統領の選挙まで、ロシア連邦大統領の職務を遂行する。

④ ロシア連邦副大統領がロシア連邦憲法第95条第1項2ないし5号に掲げる事由によ

りその権限を停止した場合は、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、大統領選挙までの残された期間の新しい副大統領を任命する。

⑤ ロシア連邦憲法第95条第1項2ないし5号に掲げる事由で、ロシア連邦大統領および副大統領が同時に最高公務員の権限を行使することができない場合は、その権限の臨時の執行は、大統領選挙までの間、順番で連邦会議議長、国家会議議長、ロシア連邦政府議長（首相）にこれを委ねる。

第98条

① ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の指導のもとにロシア連邦の内外政策を実施する。ロシア連邦政府の機構および権限は、ロシア連邦大統領の提案により、連邦法律がこれを定める。

② ロシア連邦政府議長（首相）当面する活動を組織し、は、その閣僚の活動を調整する。

③ ロシア連邦政府議長（首相）、副議長（副首相）およびその他の閣僚は、何らかの他の職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成に加わることはできない。

④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦の憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行にさいして、決定を採択し、処分を行う（命令を発する）。ロシア連邦政府の決定および処分（命令）は、ロシア連邦大統領がこれを変更または取り消すことができる。

第99条

① ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対し毎年報告を行う。

② ロシア連邦政府の議長（首相）、副議長（副首相）および閣僚は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦最高会議代議員の照会および質問に回答するものとする。

③ ロシア連邦政府、政府の議長（首相）、副議長（副首相）、閣僚は、総辞職または辞職する権利を有する。総辞職または辞職は、ロシア連邦大統領がこれを受理する。

④ ロシア連邦最高会議は、投票の多数によって、ロシア連邦政府の議長（首相）、副議長（副首相）、閣僚、ロシア連邦大統領の任命したその他の連邦執行権力機関の長の罷免に関する問題を決定することができる。ロシア連邦大統領がこの者を罷免しない場合、大統領はロシア連邦最高会議に対してその理由を説明しなければならない。各院において選挙されたロシア連邦代議員の投票の3分の2がロシア連邦大統領の説明を承認した場合、ロシア連邦大統領による上記の公務員の罷免はこれを行わない。

⑤ ロシア連邦政府議長（首相）の罷免は、ロシア連邦政府の総辞職に連動するものでは

ない。

第100条 (削除)

第101条 (削除)

第17章 裁判権

第102条

- ① 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所に属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判によってこれを行使する。
- ② 特別（非常）裁判所の設置は、これを認めない。

第103条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する最高裁判権力機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資質により任命される15人の裁判官でこれを構成する。ロシア連邦憲法裁判所の権限およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② 憲法裁判所は、次の諸事項の合憲性（憲法適合性）に関する事件を解決する。
 - 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
 - 2) ロシア連邦大統領、連邦政府、その他の連邦執行権力機関のアクト
 - 3) 共和国憲法、地方（クライ）、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律、それらの立法機関および執行機関のその他のアクト
 - 4) ロシア連邦と共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の間の条約
 - 5) 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の間の条約（協定）
 - 6) ロシア連邦の条約
 - 7) 政党およびその他の社会団体
 - 8) 法適用実務
- ③ ロシア連邦憲法裁判所は、協議手続を尽くした後に、連邦国家機関の間、連邦国家機関と共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間、個々の共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の国家権力機関の相互間の権限に関する紛争を解決する。
- ④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断を行う。
 - 1) 国家医事委員会の提案にしたがい、しかるべき連邦の公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐え得るか否かに関すること
 - 2) ロシア連邦の公務員または共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の公務員の罷免事由の存在の有無

- 3) 調印したロシア連邦の条約で、批准または承認される前の条約の合憲性
 - 4) 連邦法律が一般に承認された国際法の原則および規範、批准されたロシア連邦の条約の諸規則に抵触していないかに関すること
- ⑤ 次のような場合に、ロシア連邦憲法裁判所にその判断を求めることができる。
- 1) ロシア連邦の国家機関のアクトおよびロシア連邦の条約の憲法適合性（合憲性）の審査について、ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦代議員、ロシア連邦大統領、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員または最高裁判所が申立てた場合
 - 2) 政党およびその他の社会団体の憲法適合性（合憲性）について、ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦大統領、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦検事総長が申立てた場合。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員は、当該の領域内において組織された政党およびその他の社会団体の憲法適合性（合憲性）について申立てを行うことができる。
 - 3) 法適用実務の違憲性について、権利を擁護するための他の手段が尽きた自然人または法人、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所が不服申立ておよび異議申立てを行なった場合
 - 4) 国家機関の間の権限に関する紛争について、いずれかの紛争当事者が申立てた場合
 - 5) ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦大統領が判断を求めた場合。ロシア連邦憲法裁判所は、自らの発議に基づいて公務員の罷免事由の存在についての判断を行うことができる。
- ⑥ ロシア連邦憲法裁判所の判決は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴および異議申立てを行うことはできない。その判決は、ロシア連邦の全土において義務的である。
- ⑦ 本条第2項第1号ないし第5号にしたがって違憲であると認定されたアクトおよびその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であると認定された場合は、国際法、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるところに従う。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体はこれを解散し；連邦法律にしたがってその活動を中止する。違憲であると判断された法適用実務は、これを中止されなければならず；該当する国家機関および公務員の決定は、法律の定める手続により見直されなければならない。

⑧ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦最高会議に対し、毎年教書を提出する。憲法裁判所は、具体的な問題について国家機関および公務員に対して意見を述べることができる。

第104条

① ロシア連邦最高裁判所は、民事、刑事および行政裁判の領域における裁判権力の最高機関である。

② ロシア連邦最高裁判所は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第105条

① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する裁判活動を監督する、経済事件に関する裁判権力の最高機関である。

② ロシア連邦最高経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第106条

裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、それぞれ、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の同意なしにこれを削減することはできない。

第107条

① 裁判官は、治安判事を除き、終身である。裁判官は、70歳に達したときに退任する。

② 裁判官は、法学の高等教育を修了し、裁判権力の最高機関の裁判官の場合は15年以上、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民をもってこれを任命する。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。

③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官の権限は、次の場合にこれを失う。

1) 定年に達した場合

2) 本人の個人的な退職願い

3) 健康状態により職務上の権限の行使に耐え得ない場合；この場合は医師の診断書の提出および当該裁判所の同意による。

- 4) 本人に対する有罪判決が確定した場合
 - 5) ロシア連邦憲法第 96 条の定める事由および手続によって罷免された場合
- ④ その他の裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続によってその権限を失う。
- ⑤ 裁判官は、代議員となり、何らかの他の職務に従事し、または企業活動を行い、社会団体のメンバーとなることはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創作活動に従事することができる。

第 108 条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律に従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法に従う。
- ② 裁判官は不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室および居室、利用する交通機関にまで及ぶ。
- ③ 最高裁判機関の裁判官は、それぞれに憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所の同意なしに、逮捕され、勾留され、行政罰を受け、または刑事責任を問われることはない。裁判権力の最高機関の裁判官に対する刑事事件は、当該裁判所の同意を得て、ロシア連邦検事総長だけがこれを提起することができる。
- ④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に違反するとみなす場合は、この法律の違憲確認についてロシア連邦憲法裁判所に申し立てるものとする。地方裁判所は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所をとおしてこの申立てを行う。

第 109 条

- ① 何人も、当該事件に関与する権限を持った裁判所および裁判官によって事件の審理を受ける権利を奪われない。
- ② 犯罪の被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員に参加する裁判においてその事件の審理を受ける権利を有する。

第 110 条

- ① すべての裁判所において事件の審理は、これを公開で行う。非公開の法廷における尋問は、連邦法律の定める場合に、これを認める。
- ② 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、これを認めない。
- ③ 裁判は、連邦法律が定める場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

第 111 条

- ① ロシア連邦における犯罪事件の捜査取調べは、連邦捜査取調委員会およびその機関がこれを行う。
- ② 檢事は、国家の名において起訴を行い、裁判所において公訴を維持する。
- ③ 檢察機関は、犯罪捜査の適法性に対する監督を行う。
- ④ 捜査取調委員会および検察機関の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第18章 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区に置ける権力の組織原則

第112条

- ① 共和国の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選挙される立法議会である。
- ② 共和国の最高公務員は、ロシア連邦の執行権のシステムを構成する共和国の執行権力を統括する。共和国の執行権力は、ロシア連邦憲法、共和国憲法、連邦法律、共和国の法律、それぞれの権限を持つ問題に関して公布されるロシア連邦の大統領および政府のアクトに基づき、その執行において行動する。
- ③ 共和国の裁判システムは、共和国の最高裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムを構成する。
- ④ 共和国の立法議会、最高公務員、共和国裁判所の名称は、共和国が自主的にこれを決定する。
- ⑤ 共和国の国家権力機関は、地方自治機関の権限に属するものを除いて、共和国の権限を行使する。

第113条

- ① 地方（クライ）、州、自治州、自治管区における国家権力の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選出される立法議会である。
- ② 地方（クライ）、州、自治州、自治管区における執行権力機関は、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の行政庁であり、その長である知事は、住民がこれを選挙する。行政庁は、ロシア連邦の執行権力のシステムを構成し、ロシア連邦憲法、地方（クライ）、州の憲章、その他の連邦法律、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の法的アクト、その権限を有する問題に関して公布されるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のアクトに基づき、その執行において行動する。

③ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における裁判システムは、地方(クライ)、州、自治管区裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムを構成する。

④ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、法律によって定められた地方自治機関の権限に介入しないで、その権限を行使する。

第 1 1 3 条の 1

地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関における連邦国家権力機関の代表は、その権限の範囲内で行動し、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の活動に介入することはできない。

第 1 9 章 地方自治の原則

第 1 1 4 条

① 地方自治は、これを保障する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、地方自治のための条件を保障する。

② 地方自治は、その組織する地方代表制機関（ソビエト、ゼムストヴォ）、地方行政庁、行政庁のその他の機関、地方レフェレンダム、市民の集会および総会（スホート）、他の直接民主主義の諸形態をとおして、地域共同体がこれを実現する。

③ 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区を区分する領域的単位の境界内において、これを実現する。

④ 地方行政庁の公務員は、地方代表制機関の代議員となることはできない。

⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲内で、連邦の国家権力機関、共和国、地方(クライ)、州、自治州、管区の権力機関から独立して、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および規範的法的アクト、自治州、自治管区の憲章および規範的法的アクト、ならびに地方自治に関する規程の枠内で行動する。

⑥ 地方自治の合法的な活動に対する介入は、これを認めない。

第 1 1 5 条

① 自治的な地域共同体の管轄には次の事項が含まれる。

1) 地方予算、地方の税、納付金および手数料ド

2) 地方財産

3) 法律によりその管轄に属する経済的、社会的、文化的諸問題、自然保護問題およびその他の地方的意義を有する諸問題

② 地方代表制機関は、地方予算を採択する。

③ 地方行政庁は、その活動において地方代表制機関または市民の総会（スホート）に報

告する義務を負う。地方財産の保有、使用および処分に関する地方行政庁の権限は、法律にしたがって地方代表制機関がこれを定める。

④ 自治的な地域的共同体は、その相互間、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民との間で、その管轄する問題について契約を結ぶことができる。

⑤ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章および規範的法的アクトに違反することはできない。

第 1 1 6 条

① 居住地点において、住民の自治組織（アソシエーション）を組織することができる。これらの組織は、法人の権利を有することができる。

② 地方自治機関は、その一定の権限を住民の自治組織に委ねることができる。

第 2 0 章 財政および予算

第 1 1 7 条

① ロシア連邦の予算制度は、連邦予算、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の予算、および地方予算から構成される。すべての段階の予算は、毎年、これを編成し、決定する。

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、財政的自主権を有する。

③ 予算は、すべての見込まれる歳入および計画される歳出を含まなければならない。

④ 単一の予算報告システムは、連邦法律によってこれを定める。すべての予算の歳入および歳出を含む費目ごと（逐条ごと）の予算執行の報告は、会計年度の終了後 6 ヶ月以内にこれを公表しなければならない。

⑤ 会計年度は、暦年の 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 1 1 8 条

① 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議が毎年これを定め、大統領は、当該会計年度の終了の 4 ヶ月前までにロシア連邦最高会議に連邦予算案を提出するものとする。

② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を受理した後に、連邦予算の費目ごと（逐条ごと）の審議を行い、これを採択する。

- ③ ロシア連邦最高会議は、連邦予算の各条項を採択し、変更し、または否決することができるが、ロシア連邦大統領の同意なしに予算歳出の総枠を拡大することはできない。
- ④ 連邦予算案は、ロシア連邦憲法第85条第3項および第89条第2ないし6項に定める手続により、これを審議し、採択する。
- ⑤ 連邦予算法が次期の会計年度が始まるまでに施行されない場合は、その施行までの間の支出は、前の会計年度の連邦予算にしたがってこれを行う。この場合、ロシア連邦最高会議は、予算支出の資金調達（運用）の臨時手続を定めることができる。
- ⑥ 連邦法律が定める連邦税、その他の税的な性格を有する納付金および手数料は、全般的義務であり、ロシア連邦の全領域においてこれを徴収する。

第119条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計予算年度の終了後2カ月以内に連邦予算の執行について費目ごとの報告を提出する。
- ② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから2カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を考慮してこれを審議しなければならない。

第120条

ロシア連邦中央銀行は、執行権力機関から独立である。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第121条

- ① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権力機関から独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の執行、連邦歳出予算および予算外のフォンドの支出、連邦国有財産の使用についての起案、検討、採択、執行および報告を監督する。
- ③ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、その活動において裁判官と同様の独立の保障を享有する。

第21章 安全保障および国防

第122条

- ① 人、社会および国家の安全保障は、国家権力機関によって実現される法的、政治的、経済的、組織的な諸措置のシステムがこれを保障する。
- ② ロシア連邦の安全保障政策の原則、軍事ドクトリン、ロシア連邦軍、保安局、内務機

関およびその他の国家安全保障機関の編成および組織は、連邦法律によってこれを定める。

③ ロシア連邦の軍、保安局、内務機関の相互間の統合は、これを認めない。

第 1 2 3 条

① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の主権および領土の統一性、国家的利益および国の住民を擁護する。ロシア連邦は、他の国家と防衛同盟を締結し、その国家と合同軍を創設することができる。

② 連邦国家保安局は、その与えられた権限の範囲内において、ロシア連邦の憲法体制、国家主権、領土の統一性および防衛力に対する侵害の予防または阻止に関する活動を行う。

③ 内務機関は、市民の人身の安全、その財産の保護、社会的安全、社会秩序の保護および犯罪との闘争を保障する。

第 1 2 4 条

ロシア連邦の憲法体制を暴力的な変更または暴力的な廃止、これらの目的のために権力機関の活動の妨害または制限、人と市民の憲法上の権利および自由の違法な制限をしてロシア連邦軍、連邦保安局、内務機関を利用するることは、特別に重大な犯罪である。

第 1 2 5 条 (削除)

第 2 2 章 非常事態および戒厳令

第 1 2 6 条

① 特別の法的レジームである非常事態は、もっぱらロシア連邦の市民の安全保障と憲法体制の擁護のために社会の生活（力）の正常な条件を回復する目的で一時的措置としてのみこれを導入することができる。

② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次の場合である。

1) ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃止の企て；暴力をともなう騒

乱および民族間の紛争；ロシア連邦の利益に死活的にかかわる重要な利益、市民の安全または国家制度の正常な活動に脅威を及ぼす一定の地方の封鎖

2) 住民の生命および健康を脅威にさらし、大規模な救助または復旧の作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、重大事故

第 1 2 7 条

① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によってこれを宣言する。

② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令がこれを宣言し、遅滞なくロシア連邦最高会議に通告され、最高会議は速やかにこの大統領令を審議する。ロシア連邦最高会議が

大統領令の布告から 72 時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。

③ 非常事態は、ロシア連邦の全土においては 30 昼夜、ロシア連邦の一部の地方においては 60 昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間の延長をしないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、1 回につき 30 昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。

④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、遅滞なく住民に告知されなければならず、その公表を義務づけられる。

第 128 条

① 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその一部の地方において、その導入の根拠となる状況が市民の安全または憲法体制の現実的かつ非常な、しかも避けられない脅威となっており、その回避が非常措置を講ずる以外には不可能である場合にのみ、これを導入することができる。

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域における非常事態は、連邦国家機関が、当該のこれらの構成主体の同意を得て、これを導入することができる。

③ 非常事態導入の根拠となる状況が、ひとつの共和国の領域のみに限定される場合、その領域における非常事態は、その共和国の権力機関が、ロシア連邦の最高会議および大統領への通告をもってこれを導入することができ、連邦法律にしたがってこれを実施する。

第 129 条

① 非常事態の期間、連邦法律にしたがって、権利および自由の一時的な制限を行うことができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。

② 非常事態の期間、ロシア連邦憲法、選挙法および裁判所構成法の改正はこれを認めず、レフェレンдумおよび選挙は実施せず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動はこれを制限し、または停止することはできない。ロシア連邦の全土において非常事態が実施されている時に任期満了となるロシア連邦最高会議の任期は、半年を超えない範囲で、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までこれを延長する。ロシア連邦憲法の第 20 条、第 21 条第 4、5 項、第 22 条第 2 項、第 26、27、33、37 条、第 40 条第 1 項、第 44 ないし 46 条の定める権利および自由は、これを制限してはならない。

③ 刑罰として死刑罪の適用に該当する犯罪事件は、非常事態が宣言されている地域ではこれを審理することはできない。非常事態の期間内に実行された犯罪に対してなされる例外的な刑罰は、非常事態の全期間またはその解除後 30 昼夜以内は、その執行を行わない。

- ④ 非常事態の期間に取られた措置は、
- 1) 発生した事態の緊迫度が要求する範囲内で実施されなければならず、
 - 2) 非常事態の宣言されていない地域において、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由にいかなる制限または変更ももたらすものであってはならず、
 - 3) もっぱら、人種および民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地、宗教への態度を根拠として、個々人または住民集団のいかなる差別を行ってはならない。

第 1 2 9 条の 1

特別の法的レジームである戒厳令は、ロシア連邦の全土またはその一定の地方において、戦争状態の宣言にともない、または侵略に対する集団的防衛の条約上の義務の履行の必要があり、もしくはロシア連邦への武力攻撃の直接的脅威がある場合にこれを宣言する。戒厳令の布告の決定は、ロシア連邦最高会議がこれを行い、突発的な武力攻撃または侵略に対する集団的防衛の条約上の義務の履行が緊急に必要な場合には、ロシア連邦大統領がこれを行う。戒厳令のレジームは、連邦法律によってこれを定める。

第 6 編 最終規定

第 2 3 章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

第 1 3 0 条

- ① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が青、下が赤の 3 本の同じ幅の水平な縞からなる長方形の布である。旗の幅と長さの比は 2 対 3 である。
- ② ロシア連邦の国章は、金の楯の中に 2 つの王冠を冠し、その上に同じ形の 3 つ目の大きな王冠を冠している黒い双頭の鷲である。国家の鷲は金色の王笏と黄金の玉を支え、鷲の胸には歴史的なモスクワの紋章がある。
- ③ ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によって承認する。

第 1 3 1 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。連邦の首都としてのモスクワ市の権利および義務は、連邦法律によってこれを定める。

第 2 4 章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

第 1 3 2 条

- ① ロシア連邦憲法は、その公布の翌日にロシア連邦の全領域においてこれを施行する。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日付のロシア連邦－ロシア憲法(基本法)は、その後の改正および補正とともに、その効力を失う。

第 1 3 3 条

- ① ロシア連邦憲法の第2編ないし第6編の規定の改正は、第13章および本条を除き、編を除き、ロシア連邦最高会議がこれを行う。
- ② ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法の改正を提案することができるのは、以下の機関である。
 - 1) ロシア連邦の代議員の3分の1以上
 - 2) ロシア連邦大統領
 - 3) ロシア連邦憲法裁判所
 - 4) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の立法機関
- ③ (欠如か削除か?)
- ④ ロシア連邦憲法の改正に関する法案は、ロシア連邦最高会議の合同憲法委員会の結論を得た後に、ロシア連邦最高会議の各院において選挙された代議員の投票の3分の2によってこれを採択する；ロシア連邦憲法第13章および本条の改正には、国家会議においては3分の2、連邦会議においては4分の3の選挙された代議員の投票を必要とする。
- ⑤ ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がその法律を採択しない場合は、提案は否決されたものとし、その否決から向う1年間はこれを再提案することはできない。

経過規定

1. ロシア連邦の法令について

第 1 項

- ① ロシア連邦憲法において引用のある連邦法律は、この憲法の施行後1年以内に、これを制定し、または憲法に適合させなければならない。すべての他の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にロシア連邦憲法に適合させなければならない。したがってこれを改廃しなければならない。
- ② ロシア連邦憲法の施行のときに効力をもっている法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法に適合させられるまでの間、ロシア連邦憲法に抵触しない部分において、

これを適用する。

③ ソ連邦の制定した法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の領域において、ロシア連邦憲法および連邦法律に抵触しない部分において、これを適用する。

第 2 項

① 共和国は、ロシア連邦憲法の施行の日から 1 年以内にその憲法を制定し、またはそれをロシア連邦憲法に適合させる。

② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦憲法の施行の日から 1 年以内にその憲章を制定し、またはそれをロシア連邦憲法に適合させる。

③ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から 1 年以内に、自治州、自治管区の提案により、しかるべき自治州、自治管区に関する連邦法律を制定する。

2. 人および市民の権利、自由および義務について

第 3 項

被疑者・被告人が陪審裁判によるその事件の審理を求める権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判所の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまでの間で、ロシア連邦憲法の施行の日から 2 年以内は、しかるべき刑事事件については、従前の裁判手続が維持される。

第 4 項

〈第 22 条第 4 項に移動〉

第 5 項

ロシア連邦憲法の施行の日に住宅取得のための登録がされている者は、その時に有効であった根拠により、かつそれ以上の快適な条件で、国家、地方およびその他の住宅フォンドから住宅を取得する権利を保持する。

第 6 項

国有および自治体所有からコルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後 2 年間はこれを売却することはできない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から 5 年間、その効力を有する。

3. 連邦構造について

第 7 項

ロシア連邦—ロシア憲法（基本法）によりロシア連邦を構成し、またはそれに含まれる共和国、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自管区は、この憲法の施行の日からこの憲法にしたがい、共和国、地方（クライ）、州、自治州、

自管区の憲法・法的地位を取得する。

第 8 項 (削除)

4. 国家権力および地方自治のシステムについて

第 9 項

- ① ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦憲法の施行の日から、この憲法の定めるロシア連邦代議員の地位を取得し、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までこれを保持する。
- ② ロシア連邦最高会議のメンバーではないロシア連邦代議員は、最高会議の両院の会議に参加し、両院の議事規則にしたがい両院の委員会および両院合同委員会の委員となり、基本的な職場を辞めないでその選挙区において代議員の義務を遂行することができる。

第 10 項

- ① ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員大会にこれを改組し、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで活動する。
- ② 定期のロシア連邦代議員大会は、年に 1 回これを開催する。臨時のロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の 3 分の 1 以上、ロシア連邦大統領の提案によって、これを召集する。
- ③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。
 - 1) ロシア連邦憲法第 133 条にしたがい、ロシア連邦最高会議によるロシア連邦憲法に加えられた改正の選挙されたロシア連邦代議員の投票の 3 分の 2 による承認
 - 2) ロシア連邦最高会議の両院の構成の補充および部分的な輪番制による交代
 - 3) ロシア連邦の情勢に関するロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦プログラムの遂行についての年次報告の聴取
 - 4) ロシア連邦最高会議議長の選挙
- ④ ロシア連邦代議員大会は、本項第 3 号 1、2、4 に掲げる問題について採択する。

第 11 項

- ① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法（基本法）に定めるロシア共和国最高会議は、この憲法によるロシア連邦最高会議の地位を取得する。ロシア共和国最高会議の共和国院（会議）は国家会議に、民族院（会議）は連邦会議に、それぞれこれを改組する。
- ② ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日にロシア連邦最高会議の両院の常任員会および最高会議委員会を構成している、地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員のなかから 450 人までを、国家会議の構成員として補充する。

③ ロシア連邦代議員大会は、各共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の平等の代表権を保障するために、民族・地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員の中から、必要な人数だけ連邦会議のメンバーを補充する。各共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の平等の代表権を保障するために、しかるべき代議員グループの同意を得て、当該の地域的選挙区または他の地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員を連邦会議に加えることができる。

④ ロシア連邦最高会議議長は、

1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する全般的指導を行い、

2) ロシア連邦代議員大会に対し、空席が生じた場合に、ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長の職の選挙のための候補者を提案し、

3) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議両院合同会議の議長を務める。

⑤ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在にときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長を代行する。

⑥ ロシア共和国最高会議幹部会は、ロシア連邦一ロシア憲法（基本法）にしたがって選出されたロシア連邦最高会議の任期が満了するまで活動する。最高会議とし、この会期のロシア連邦最高会議の任期が満了するまで活動する。

⑦ (欠落または削除?)

⑧ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議の各院、その委員会および両院合同委員会の活動を調整する。

⑨ この憲法が施行されるまでにロシア連邦人民代議員大会またはロシア連邦最高会議によって選挙または任命された公務員は、ロシア連邦最高会議によってその職を罷免されない場合は、その権限を保持する。

第12項

① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦一ロシア憲法（基本法）に定めるロシア連邦ロシア連邦憲法によるロシア連邦大統領となり、新しいロシア連邦大統領の選出までのその職を保持する。

② ロシア連邦大統領は、新しいロシア連邦大統領が選出されるまで、ロシア連邦遠方にしたがってその任命が行われるロシア連邦政府議長（首相）、副議長および閣僚を除き、すべての執行権力システムの公務員を新たに任命し、解任することができる。大統領は、事

後にロシア連邦最高会議の承認を条件に執行権力の機構改革を行うことができる。

③ ロシア連邦最高会議は、連邦法律によって、急進的改革の期間、一時的に、ロシア連邦大統領に、連邦法の領域に含まれるが、人と市民の憲法上の権利および自由、ロシア連邦の国家構造（体制）には関連しない、正確に限定された問題に関して大統領令を公布する権限を与えることができる。ロシア連邦大統領は、この大統領令をロシア連邦最高会議に遅滞なく提出しなければならず、最高会議は、3週間以内にこの種のすべての大統領令の効力を停止することができる。

第13項

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

第14項

ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選出された任期が満了するまではその権限を保持する。

第15項

① 檢察庁に関するしかるべき連邦法律が制定されるまでの間、法律の執行、法律違反の撲滅および有罪の者の責任の追及を意図する諸措置の採用に対する監督の機能は、検事がこれを保持する。この期間、検事は、勾留および捜索に対する承認を与えることができ、この承認に対しては、連邦法律の定める手続によりこれを裁判所に提訴することができる。

② ロシア共和国検事総長は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦検事総長となる。ロシア連邦検事総長は、この憲法にしたがって任命され、罷免される。共和国の検事は、当該共和国の同意を得て、ロシア連邦検事総長によって任命され、これに従属し、かつて報告義務を負う。その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命され、これに従属し、報告義務を負う。ロシア連邦検事総長およびそれに従属する検事の任期は、5年とする。

第16項 (削除)